

法務省における児童虐待防止に係る取組について

令和2年1月28日(火)

「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」

児童の特性等に配慮した取調べ体制整備経費

令和2年度予算案

65,290千円

現状

- 平成30年における児童虐待の検挙件数、検挙人員及び被害児童数はいずれも**過去最多を記録**
- 若い児童が虐待を受け命を落とすという痛ましい事件が相次いで発生するなど、**児童虐待問題は社会的関心も高まっており、再犯防止のためにも真相の解明及び厳正な科刑の実現が急務**
- 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「**児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策**」、**「児童虐待防止対策の抜本的強化について」**が決定されるなど、**児童虐待問題に対する対応は国全体の喫緊の課題**



問題点

- 関係機関との連携が不十分
- 誘導や暗示を受けやすい児童の特性
- 繰り返しの聴取による心身の負担や二次被害の軽減
- 暴行と死傷結果の因果関係の立証が困難



- 警察や児童相談所、病院等の関係機関との迅速な情報共有・連携強化が必要
- 真相解明・適正な処理のため、児童の特性を踏まえた特殊な取調べ技法を取得・実施
- 検察・警察・児童相談所等の関係機関の代表者が1回だけ児童から聴取することとし、代表者が聴取している様子を他の機関が別室でモニタリングして、必要な聴取事項をリアルタイムで伝達するなど、聴取方法・回数への配慮が必要
- 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）事案においては、多数の専門家から助言を得ることが不可欠



（聴取室の例）

対策

関係機関との連携体制の強化



- 関係機関とカンファレンスを開催するなどし、連携を強化

児童の特性を踏まえた取調べ技法の習得・実施



- 検察官の取調べ技法に関する外部研修の参加

児童の負担軽減



- 関係機関がリアルタイムで視聴できるように、聴取室の隣室等に聴取状況を映すモニタ等を設置

多数の専門家から助言を得ることが必要



- 大学教授や医師など多数の専門家から児童の心理に関する助言やSBS事案についての助言を聴取できる体制を整備

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

令和2年度予算政府案

3,517百万円の内数

調査救済活動

- 全国の法務局・地方法務局において子どもをめぐる様々な人権問題について子どもが相談しやすい形で人権相談に応じているほか、被害申告があった場合には人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

【具体的施策の例】

- ・ 全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「子どもの人権SOSミニレター」の配布
- ・ 小・中学校等への「子どもの人権SOSミニレター」常設用ラックの設置
- ・ SNS（LINE）を利用した人権相談体制の整備
- ・ 専用相談ダイヤル「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・ 人権擁護委員による、地域の人権啓発活動等を通じた、児童虐待事案の情報収集 etc.



【関係機関との連携】

- ・ 児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載

※ 就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局において、様々な形による人権相談等を対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

【具体的な対応事例：母親による虐待事案】

小学生から、母親から虐待を受けているとして「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、法務局が関与して小学生本人への虐待は止んだものの、その後も見守りを続けていたところ、小学生から再度ミニレターが送付され、これを端緒として妹も母親から虐待を受けていることが明らかとなったことから、法務局から情報提供を受けた小学校が児童相談所へ通報し、姉妹は児童相談所に一時保護された。

【具体的な対応事例：人権擁護委員による人権相談が端緒となった事案】

人権擁護委員による人権教室に参加したことがきっかけとなり、中学生から、父親から暴力を振るわれているとの「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、人権擁護委員が速やかに返信するとともに、人権擁護委員と法務局職員が被害者との面談を複数回重ねた結果、同人との間に信頼関係が構築された。

父親からの暴力がなくなったとの発言を得た後も助言を行うなど親身な対応を続けるとともに、学校との間においても被害者に対する見守り体制を構築した。

人権啓発活動

- 「子どもの人権を守ろう」を強調事項として掲げ、啓発冊子等の配布等並びに啓発ビデオの貸出し及び配信等の人権啓発活動を行っている。特に人権教室は、子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

〔具体的施策の例〕

- ・ 人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待」の貸出し及び配信
- ・ 児童虐待をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進

〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 学校，幼稚園，保育所において，児童・園児を対象に「人権教室」や「人権の花運動」を実施

■人権教室の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	19,871	20,946	21,968	22,907	23,977
参加者数	796,748	856,935	922,731	997,815	1,108,404

■人権の花運動の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加学校(団体)数	3,816	3,669	3,823	3,870	3,794
参加者数	483,788	470,540	481,863	478,113	439,470

